

青森市特定不妊治療費助成事業の拡充について

青森市特定不妊治療費助成事業について、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に下記のとおり助成内容を拡充します。



対象者について

現 行	拡 充 後
夫及び妻の前年の所得（1～5月の申請の場合、前々年の所得）の合計額が730万円未満の夫婦	所得による制限なし
治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦	事実婚関係にある者も対象

※治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦が対象

助成額について

治 療 内 容	現 行		拡 充 後	
	1回の治療に対する上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額	1回の治療に対する上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
A 新鮮胚移植を実施	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	30万円まで	30万円まで
B 凍結胚移植を実施				
C 以前に凍結した胚を解体して胚移植を実施	7万5千円まで	対象外	10万円まで	対象外
D 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	30万円まで	30万円まで
E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止				
F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円まで		10万円まで	

助成回数について

現 行	拡 充 後
生涯で通算6回まで ※初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合、通算3回まで	1子ごと6回まで ※初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合、通算3回まで

【問合せ】

青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
 〒030-0962 青森市佃2丁目19番13号（元気プラザ内）
 TEL017-718-2987 FAX017-718-2951